

令和8年7月10日

総務部

守口市職員収賄事件再発防止策検討結果報告書

令和8年7月

守口市

目 次

第1	はじめに	1
第2	概要	2
1	事案の概要	2
2	有罪判決となった事件の概要	2
第3	事実確認調査	4
1	調査対象者	4
2	調査時期	4
第4	確認された事実	5
1	元参事Xによる事務執行の実態	5
2	A社への発注状況	5
3	B社への発注状況	5
4	見積徴取の形骸化	5
第5	問題点	7
1	不適切な分割発注による契約手続の逸脱	7
2	見積徴取の実質的無効化	7
3	完了確認の不徹底及び施工実態との乖離	7
4	業務の属人化及び抑止力不全	7
第6	背景及び要因	8
1	業務の属人化及び権限の集中	8
2	制度上の脆弱性の悪用	8
3	完了確認の形骸化	8
4	権威勾配の発生	8
第7	これまでの対応	9
1	通知による契約事務の適正化等	9
2	研修の実施	9
第8	再発防止に向けた取り組み	11
1	契約事務に係る手続きの厳格化	11
2	検収及び完了確認の厳格化	11
3	業務の属人化の防止	11
4	その他	11
第9	おわりに	13

添付資料について

A社（R6-R7）及びB社（R5-R6）の修繕一覧（4枚）

第1 はじめに

市職員は、市民全体の奉仕者としての立場を自覚し、法令を遵守のうえ、誠実公正に職務を執行する必要があります。市政が円滑に機能するための基盤は、市民の皆様からの行政に対する信頼にほかならず、本市としても、この信頼を確保すべく、全職員の服務規律の確保に努めてまいりました。

しかしながら、市民保健センターに係る修繕に関し、元参事Xによる特定の業者による受注を前提とした不適正な契約事務が行われ、その見返りとしてA社へ物品を要求し、それを受け取り、収賄の罪により起訴され、懲戒免職となり、有罪判決を受ける事案が発生しました。

このようなことは、断じて起こしてはならないものであり、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果を招くこととなりました。さらに、本事案は、これまでの本市の取組において、職員へのコンプライアンス意識の浸透が不十分であったこと、並びにマネジメントに課題が存在することを、改めて浮き彫りにするものとなりました。

本事案は、特定の業者に対する継続的な発注、不適切な分割発注、見積徴取の形骸化、並びに施工実態と請求内容との不一致事案を含むものであり、地方自治法、守口市契約規則（以下「契約規則」という。）及び守口市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）等に準拠した契約事務の適正性並びに公務員倫理の観点から、問題を有するものと認められます。

本報告書は、本事案について、確認された事実関係を整理するとともに、その課題を明らかにし、もって今後の再発防止に向けた検討の資料に資することを目的として、取りまとめています。

本市は、明らかとなった事案の背景及び課題に真摯に向き合い、今後は、本報告書に掲げる再発防止策に基づき、同様の不正事案を二度と発生させることのないよう、職員のコンプライアンス意識の確立と事務執行の適正化に積極的に取り組むとともに、全職員が一丸となって信頼の回復に努めてまいります。

第2 概要

1 事案の概要

市民保健センターに係る修繕において、元参事Xは、発注から支払に至る一連の事務を実質的に主導し得る立場にあった。決裁規程別表第1「財務に関する事項」に定める課長の専決区分に基づき、支出負担行為及び契約の締結等の権限を有していた。

また、元参事Xは、A社に対して、本事案発生当時に適用されていた改正前の契約規則第15条第1項の表第6項に定める随意契約の限度額（前各号に掲げる以外のもの50万円）の範囲内に収めるべく、入札案件として発注すべき修繕を意図的に分割して発注していた。あわせて、契約規則第15条第3項に「2者以上から見積書を徴さなければならない」と規定されているにもかかわらず、見積の徴取についても、受注予定業者を前提とした形式的なもの（以下「相見積」という。）にとどまっており、1者に複数の見積りを依頼していたことで契約手続の公平性及び競争性に問題が生じていた。

さらに、調査の結果、B社についても、A社と同様に分割発注や相見積が行われていた。なお、B社に係る一部の事案については、実際には施工していない修繕を施工したものとして整理し、他の修繕との間で金額調整を行っていたことが確認されている。当該行為は、公金支出の適正性を損なうものである。

※本事案発生当時に適用されていた改正前の契約規則第15条第1項においては、随意契約によることができる限度額として、前各号に掲げる以外のものについては50万円と規定されていた。

現在、契約規則は改正されており、100万円に改められている。

2 有罪判決となった事件の概要

(1) 事件の概要

元参事Xは、A社に対して優先的に修繕を発注する見返りとして、A社代表者に対し物品を要求し、これを収受した。収受された物品は電子レンジ、ロボット掃除機、電動自転車等、合計7点、金額は約46万円であった。

(2) A社代表者の供述

A社代表者は、公判において、会社の経営が悪化している時期に元参事Xから話を持ち掛けられ、これを断れなかった旨、及び元参事Xの機嫌を損ねたくなかった旨を供述している。また、多くの修繕を受注していたことから、断れば修繕が受注できなくなることを懸念し、これを断ることができなかった旨を供述している。

(3) 元参事Xの供述

元参事Xは、公判において、金銭に困っていたわけではないが、当時、業務が多忙を極め、体調も悪化する中で正しい判断ができなかった、感覚がマヒしていた旨を供述している。また、元参事Xは、A社代表者が自らの依頼を断りにくい状況にあったことについても、これを認める供述をしている。

(4) 判決内容及びその理由

本事案に係る刑事事件について、元参事Xは収賄の罪により、A社代表者は贈賄の罪により、それぞれ起訴された。

大阪地方裁判所において、令和8年3月5日、自社の利益を図るため少額とは言えない物品を供与したものであり、公正な職務の執行及び公務に対する信頼を揺るがしたとしてA社代表者に対し懲役刑8か月・執行猶予3年の判決が、言い渡された。

令和8年3月12日、市の職員でありながら、自らが要求して賄賂を収受し、公正な職務の執行及び市に対する信頼をそこなったものとして元参事Xに対し懲役刑1年6か月・執行猶予3年及び収受した物品の没収を命ずる判決が、言い渡された。

第3 事実確認調査

収賄事件に至った事務の経緯の事実確認のために、以下の者に聞き取り調査を行った。

調査対象者

(1) 市職員（元職員含む）

①元参事X

②元参事Xの部下

③元参事Xの上司

④その他参考人

(2) 業者

A社及びB社

合計 13人

第4 確認された事実

1 元参事Xによる事務執行の実態

元参事Xは、市民保健センターの修繕に係る一連の事務（発注、業者選定、見積依頼、完了確認等）をほぼ独断で遂行し、実質的に単独で意思決定及び執行を行い得る状況にあった。他の職員は、元参事Xの指示に基づき、書類作成及び支払事務を形式的に処理していたにとどまるものであった。

なお、A社及びB社は、他の職員の関与は無かったとしている。元参事X自身も、上司及び部下は不適切な分割発注及び相見積の実態並びに未施工の修繕を把握していなかったとしており、組織的な関与はなかった。

2 A社への発注状況

A社に対しては、令和6年度に30件、総額10,998,790円、令和7年度に3件、総額871,200円の修繕が、いずれも少額随意契約により発注されていたことが確認されている。

令和6年度の「3階女子トイレ便器修繕」及び「3階執務室0Aタイル修繕」について、本来はそれぞれ80万円から90万円程度及び250万円以下程度の修繕費用を要するものであったにもかかわらず、結果として50万円以下となるよう処理されていた。これらの不足額は、他の修繕において補填されていた。

このことから、改正前の契約規則第15条第1項の表第6項に定める随意契約の限度額（前各号に掲げる以外のもの50万円）の範囲内に収めることを目的とした、不適切な分割発注が行われていた。分割件数は、令和6年度に23件。

3 B社への発注状況

B社に対しては、令和5年度に48件、総額15,309,800円、令和6年度に9件、総額2,928,200円の修繕が、いずれも随意契約により発注されていたことが確認されている。

「2階女子トイレ和便器修繕」（以下「トイレ修繕」という。）が本来200万円程度を要する修繕であったにもかかわらず、結果として50万円以下となるよう処理されており、改正前の契約規則第15条第1項第6号に定める限度額を意図的に逸脱するための、計画的な分割発注が行われていた。

加えて、「西側外壁雨漏り修繕」及び「東側外壁雨漏り修繕」については、実際には施工されておらず、実態と異なる修繕名称が設定され、外壁修繕名目を用いてトイレ修繕の不足額が補填されていた。それでもなお、不足する額は、他の修繕において補填されていた。分割件数は、令和5年度に3件。（他に複数の分割を行っていたことは確認できたが、修繕箇所の特定はできなかった。）

4 見積徴取の形骸化

元参事Xから、A社及びB社が受注することを前提として、全ての修繕で不適切な見積依頼が行われていた。

これは、契約規則第15条第3項に「2者以上から見積書を徴さなければならな

い」と明確に規定されているにもかかわらず、当該手続が競争性確保のための実質的な手続として機能せず、特定の業者を選定するための形式的手続にとどまっていたことを示すものであり、随意契約における公平性及び透明性が損なわれていた。

第5 問題点

本事案において顕在化した主たる問題点は、次に掲げるとおりである。

1 不適切な分割発注による契約手続の逸脱

改正前の契約規則第15条第1項の表第6項に定める随意契約の限度額（50万円）並びに決裁規程別表第1に定める専決区分を意図的に逸脱することを目的として、本来入札案件として発注すべき修繕を不当に分割し、少額随意契約の範囲内に収める行為は、入札制度の趣旨を没却し、契約手続の公平性及び競争性を損なうものである。本事案においては、複数の契約について、これに該当する。

2 見積徴取の実質的無効化

契約規則第15条第3項は、随意契約においても競争性を確保するため、原則として2者以上からの見積書の徴取を義務付けているものである。しかしながら、本事案においては、特定の受注者を予定した上で、形式的に見積を徴取する運用が行われており、競争原理を排除し、随意契約における見積徴取の趣旨を逸脱するものであった。当該運用は、発注事務の透明性及び公平性を失わせしめ、業者との不適切な関係を生じさせる素地となった。

3 完了確認の不徹底及び施工実態との乖離

本事案では、元参事Xがほぼ自ら完了確認を行い、担当職員にその旨を伝えていたため、他の職員が確認を十分に行えないまま書類処理が進められていた。このことにより、完了確認の手続に写真の添付が不要なことが悪用され、施工実態に疑義のある修繕が見過ごされることとなり、実態と異なる修繕名称での公金の不適正な支出に繋がった。

4 業務の属人化及び抑止力不全

業者選定、見積徴取、発注、完了確認及び支払に至る一連の過程が元参事Xに過度に集中していたことにより発生していた。更に、他の職員も、元参事Xが忙しい職員に替わって老朽化が進んだ保健センターの修繕を行ってくれていると思い込み、A社及びB社に多く修繕が発注されていることや分割発注に疑問を持たなかった。なお、その実態を組織として把握できなかったことから、抑止力の仕組みが機能しなかった。

第6 背景及び要因

本事案の背景には、次の要因が複合的に作用し、不適正な事務処理が発生する環境が形成された。このことが、収賄へつながる要因となった。

1 業務の属人化及び権限の集中

元参事Xに事務執行権限が集中し、契約事務全般を実質的に単独で遂行することが可能な状況が継続していた。これにより、組織的なチェック機能が脆弱化し、不適正な事務につながった。

2 制度上の脆弱性の悪用

改正前の契約規則第15条第1項に定める随意契約の限度額、通知による見積依頼・仕様書（設計書）・完了届の省略、決裁規程別表第1に定める専決区分は、いずれも適正かつ迅速な事務処理を目的とするものであるが、これらが逆手に取られ、不適切な分割発注及び相見積徴取、不適正な公金の支出が行われやすい環境が形成されていた。

3 完了確認の形骸化

完了確認が、実地確認よりも担当者の申告に依拠されており、客観的に確認できない運用がされており、不正を発見する機会が形骸化していた。

4 権威勾配の発生

元参事Xは、健康推進課における事実上の最上位の実務責任者として、契約事務に係る意思決定、業者選定、見積徴取の方針決定及び完了確認に係る各場面において、強い影響力を有する立場にあり、権威勾配（上位者と下位者の権限・影響力の差が大きく、部下が懸念を言い出しにくい状態）が発生していた。

元参事Xによる特定事業者への分割発注、見積書の取扱い、完了確認等について、周囲の職員が不適切性を認識し得る場面があったとしても、上位者である元参事Xの判断に対して疑義を表明し、又は再考を求めることが心理的に困難であり、結果として、組織内での是正契機が失われていた。

第7 これまでの対応

本市においては、本事案の発覚を受け、以下の対応を講じているところである。

1 通知による契約事務の適正化等

- (1) 令和7年10月21日付総務部長通知「契約事務の検証・服務規程の徹底及び再発防止策について」
各所属長に対し、次の事項を通知したところである。
 - ① 令和6年度及び令和7年度の少額随意契約に係る事務処理及び書類の適正性についての速やかな検証
 - ② 令和2年度から令和7年度までの少額随意契約に係る別途調査の実施
 - ③ 服務規律及び公務員倫理に関する研修の実施 など
- (2) 令和7年12月25日付 地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査依頼
少額随意契約に関する事務監査を依頼したところである。
- (3) 令和8年3月18日付総務部長通知「契約事務の適正化について」
令和8年4月1日からの実施に向け、次の事項を通知したところである。
 - ① 少額随意契約事務について、見積依頼書（特命理由書を含む。）及び仕様書（設計書）を添付した実施起案による事前決裁を必須とすること
 - ② 節「工事請負費」及び節「需用費」（細節「修繕料」）に係る支出命令書の作成時において、完成前後の写真（日付の判明するもの）の添付を必須とすること など

2 研修の実施

- (1) 令和7年10月30日 随意契約研修
対象：各所属長、各所属契約担当主幹級又は主任、各所属契約担当職員（各1名）
講師：総務部契約課長
対象階層別に3回にわたり実施し、次の事項について認識の徹底を図った。
不適切な契約事務の類型（分割発注、見積徴取事業者到他事業者作成の見積書を提出させる行為）及び他団体における同種事案 など
- (2) 令和8年1月20日 入札談合等関与行為防止法研修
対象：午前の部 部長級、次長級、課長級及び課長代理級
午後の部 主任級以下の契約事務を担当する職員（各所属1名以上）
講師：公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
2回にわたり実施し、次の事項について理解の徹底を図った。なお、令和8年度中に次の研修の開催が予定されている。

- ① 独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）の基礎知識
- ② 官製談合防止に向けた取組（入札手続に係る事前・事後チェック体制の整備、定期的な人事配置の見直し、職員教育の継続的实施等） など

（３） 令和８年４月７日 契約事務研修

対象：各所属主幹級以上職員及び主幹級未満職員（各１名）

講師：総務部契約課長

対象階層別に２回にわたり実施し、次の事項について理解の徹底を図った。

- ① 本事案における不適正な契約事務の類型及び共通原因としての法令遵守意識の低下
- ② 令和８年３月１８日付総務部長通知の各措置と課題との対応関係 など

（４） 令和８年５月１２日 管理職研修会「コンプライアンスについて」

対象：管理職

講師：法務専門官

本事案を題材として、次の事項について事例研究を交えた理解の徹底を図った。

- ① 「不正のトライアングル」及び「割れ窓理論」を踏まえた不正行為の発生要因及び抑止策
- ② 公務員倫理に係るルールの趣旨理解、業務の属人化防止 など

（５） 令和８年５月１３日 契約事務研修

対象：各所属主査級職員（１名以上。今年度主査級に昇任した職員は必須）

講師：総務部契約課長

主査級職員を対象として実施し、次の事項について理解の徹底を図ったところである。

- ① 契約の法的性質、行政処分との相違及び自治体契約の方式
- ② 本事案における不適正な契約事務の類型並びに想定原因及び課題 など

今後も引き続き、法令遵守及び適正な契約事務手続について研修を実施する。

第8 再発防止に向けた取組み

今後の再発防止に当たっては、第6に掲げる対応に加え、更に改善を図る必要がある。

1 契約事務に係る手続きの厳格化

(1) 少額随意契約の手続きの厳格化

契約規則第15条に定める随意契約について、契約金額の多寡にかかわらず、見積依頼書（特命理由書を含む。）及び仕様書（設計書）を添付した実施起案による決裁を徹底し、見積徴取の適正性及び契約内容の妥当性についてチェックする仕組みを定着させるものとする。

(2) 分割発注防止策の徹底

一体として執行すべき業務の分割発注を防止するため、分割発注が不適切な発注であるとの注意喚起を行うための研修を行っていくものとする。

2 検収及び完了確認の厳格化

完成前後の写真添付の徹底

令和8年3月18日付総務部長通知に基づき、節「工事請負費」並びに節「需用費」（細節「修繕料」）の2費目に係る支出命令書の作成時においては、完成前及び完成後の写真の添付を必須としたところであり、当該取扱いの確実な履行を徹底するものとする。

3 業務の属人化の防止

(1) 職務分掌の明確化

発注、業者選定、検収及び支払事務を本来の職階により執行し、特定の職員が単独で完結することのないよう、改めて注意喚起を行うものとする。

(2) 人員配置の見直し

特定の職員への権限集中及び権威勾配が発生することを防止するため、十分な職員を配置し、ジョブローテーションを計画的に実施し、組織全体の経験値を向上させることで不適切事務の発生の抑制を図る。

4 その他

(1) 倫理及び契約事務等に係る研修の継続実施

研修について、これを継続的に実施するとともに、全職員を対象として、倫理、契約事務の適正執行、コンプライアンス等について再徹底するための研修を、定期

的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 契約課マニュアル及び研修資料の継続的な見直し

契約課のマニュアル及び研修資料については、本事案を踏まえた見直しを継続的に行い、各所属における契約事務の適正な執行の支援に資するものとする。

第9 おわりに

本事案は、元参事Xの倫理観の欠如など、職員個人の資質に関わる部分が大きかったとはいえ、個人による不適正な事務処理の問題にとどまるのではなく、組織として、これを抑止し、是正することができなかった点において、組織全体の課題が示されました。

今回、再発防止の具体策を一定程度講じたところでありますが、いかに運用の改善を行っても、これを運用する職員に高い倫理観及びコンプライアンスを徹底する意識がなければ、その実効性は確保されません。

二度とこのような事件を起こさないため、本報告に掲げる再発防止の各項目を推進し、不正ができない環境を職員が一丸となって築き上げていく必要があります。

これは、職員が、今回の事案を組織全体の問題として捉えると同時に、自分自身のこととして考え、公務員として果たすべき役割と責任を改めて見つめ直すことが必要となります。

高い倫理観を持って職員自らの職務に邁進し、市政を円滑に運営するために、市民の皆様からの信頼をより一層高めなければならないことを改めて確認して、この報告書のまとめとします。

令和8年7月 守口市長 瀬野 憲一

A社

番号	摘要	支出命令額	分割の有無	備考
①	守口市市民保健センター 3階ラック撤去及びパーティション移設設置作業	88,000		
②	新型コロナワクチン接種に係る廃棄物処理業務委託	418,000	○	
③	守口市市民保健センター 3階運動実習室器具撤去・処分業務委託	451,000	○	
④	守口市市民保健センター 3階女子トイレ便器修繕	484,000	○	※
⑤	守口市市民保健センター 運動実習室パーティション撤去及び天吊りカーテン撤去業務委託	473,000	○	
⑥	守口市市民保健センター 3階執務室レイアウト変更業務委託	484,000	○	
⑦	守口市市民保健センター 3階リモコンスイッチ取替及び集中制御版電気回路設定変更業務委託	489,500	○	
⑧	守口市市民保健センターの三階執務室 OAタイル修繕	484,000	○	※
⑨	運動実習室 手洗い撤去業務委託	473,000	○	
⑩	守口市市民保健センター 運動実習室 残置物撤去業務委託	352,000	○	
⑪	守口市市民保健センター 3階・4階ホール クロス張替修繕	294,800		
⑫	守口市市民保健センター 3階 サーバー室空調設備修繕	407,000	○	
⑬	守口市市民保健センター 4階母子検査室 室温改善対策業務委託	363,000	○	
⑭	守口市市民保健センター 運動実習室女子シャワールームの物置化改修業務委託	319,000		
⑮	守口市市民保健センター 運動実習室 照明器具取替及び部品取替業務委託	473,000	○	
⑯	守口市市民保健センター 2階受付カウンター移設に伴う補修修繕	488,070	○	
⑰	守口市市民保健センター 運動実習室 ブラインド撤去及びカーテン設置業務委託	440,000	○	
⑱	健康推進課 電話設置に伴うテレホンアーム補修	429,000	○	
⑲	守口市市民保健センター 運動実習室内男子更衣室シャワールーム撤去業務委託	462,000	○	
⑳	守口市市民保健センター 健康相談室 改修業務委託	396,000	○	
㉑	守口市市民保健センター 運動実習室 タイムレコーダー設置業務委託	165,000	○	
㉒	守口市市民保健センター 運動実習室 二重窓化に伴うカーテン位置調整業務委託	154,000	○	
㉓	守口市市民保健センター 生活習慣改善指導室パーテーション修繕	385,000	○	
㉔	守口市市民保健センター 3階会議室 タイルカーペット修繕	187,000		
㉕	守口市市民保健センター 多目的室ロッカー取替 及び床修繕	462,000	○	
㉖	守口市市民保健センター 休日診療所 ブラインド撤去及びカーテン修繕	292,820	○	
㉗	守口市市民保健センター 母子検査室 案内電光掲示板修繕	108,900	○	
㉘	守口市市民保健センター エレベーター内 マット修繕	95,700		
㉙	守口市市民保健センター 身体障がい者マーク舗装改修業務委託	418,000		
㉚	守口市市民保健センター出口一方通行標識改修業務委託	462,000		
合計		10,998,790		
件数		30	23	

※・・・不足額は他の修繕において補填

2025年度（令和7年度）
A社

番号	摘要	支出命令額	分割の有無	備考
③①	守口市市民保健センター2階検診会場レイアウト変更業務委託	187,000		
③②	保健センター 1階～4階トイレ水栓蛇口修繕	418,000		
③③	守口市市民保健センター 洗面化粧台取替修繕	266,200		
合計		871,200		
件数		3		

2023年度（令和5年度）
B社

番号	摘要	支出命令額	分割の有無	備考
①	市民保健センター 4階母子検査室・照明全般ダウンライト修繕	495,000		
②	市民保健センター 駐車券発券機入り口 テント修繕	332,200		
③	守口市市民保健センター 屋上屋根修繕	231,000		
④	守口市市民保健センター 4階通路・子育て支援センター壁クロス修繕	282,700		
⑤	守口市市民保健センター 4階眼科照明器具スイッチ窓修繕	352,000		
⑥	守口市市民保健センター 一階引戸ストッパー修繕	44,000		
⑦	守口市市民保健センター 三階視聴覚室電動カーテン取替	220,000		
⑧	守口市市民保健センター 二階受付前ダウンライト修繕	110,000		
⑨	守口市市民保健センター 三階託児室壁クロス張替え・床タイルカーペット貼り	451,000		
⑩	守口市市民保健センター 運動実習室引戸錠修繕	49,500		
⑪	守口市市民保健センター 西側外壁雨漏り修繕	440,000	○	未施工
⑫	守口市市民保健センター 排煙オペレーター装置修繕	376,200		
⑬	守口市市民保健センター 2 階内科診察室窓修繕	440,000		
⑭	守口市市民保健センター 三階通路壁クロス修繕	413,600		
⑮	守口市市民保健センター 屋上ドレン廻り雨漏り修繕	496,100		
⑯	守口市市民保健センター 三階女子トイレ洋便器水漏れ修繕	182,600		
⑰	守口市市民保健センター 2 階心電図室間仕切りカーテン修繕	304,700		
⑱	守口市市民保健センター 4階相談室（西側）窓修繕	137,500		
⑲	守口市市民保健センター 4階運動実習室壁修繕	413,600		
⑳	守口市市民保健センター 3 階エアコン修繕	390,500		
㉑	守口市市民保健センター 2 階心電図室窓修繕	281,600		
㉒	守口市市民保健センター 4 階母子検査室南側窓修繕	330,000		
㉓	守口市市民保健センター 2 階内科診察室エアコン修繕	448,800		
㉔	守口市市民保健センター 二階受付エアコン修繕	457,600		
㉕	守口市市民保健センター 4 階子育て支援センター床フロアー修繕	481,800		
㉖	守口市市民保健センター 4 階相談室（東側）窓修繕	283,800		
㉗	守口市市民保健センター 4 階母子検査室カーテン修繕	88,000		
㉘	守口市市民保健センター 東側外壁雨漏り修繕	465,300	○	未施工
㉙	守口市市民保健センター 2 階女子トイレ和便器修繕	492,800	○	※
㉚	守口市市民保健センター 4 階給湯室カップボード修繕	481,800		
㉛	守口市市民保健センター 2 階心電図室点検口修繕	69,300		
㉜	守口市市民保健センター 2 階女子トイレ前ウォータークーラー撤去及水廻り修繕	110,000		
㉝	守口市市民保健センター 1 階自動ドアエンジン修繕	454,300		
㉞	守口市市民保健センター 4 階親子教室壁面ボード修繕	102,300		
㉟	守口市市民保健センター 給湯室ミニキッチン修繕	491,700		
㊱	守口市市民保健センター 2 階男子トイレ廻り修繕	363,000		
㊲	守口市市民保健センター 母子検査室排煙窓修繕	499,400		
㊳	守口市市民保健センター 4 階相談室ブラインド修繕	385,000		
㊴	守口市市民保健センター 2 階オートクレーブ撤去及び電気回路修繕	132,000		
㊵	守口市市民保健センター 1 階非常階段鉄扉D C ・建付修繕	77,000		
㊶	守口市市民保健センター 4 階親子教室洗面化粧台修繕	231,000		
㊷	守口市市民保健センター 2 階女子トイレ床フロアー修繕	489,500		
㊸	守口市市民保健センター 4 階親子教室扇風機修繕	126,500		
㊹	守口市市民保健センター 2 階内科診察室カーテン修繕	215,600		
㊺	守口市市民保健センター 3 階執務室カーテン修繕	385,000		
㊻	守口市市民保健センター 3 階事務所レイアウト変更に伴う修繕	220,000		
㊼	守口市市民保健センター 執務室収納棚修繕	498,300		
㊽	守口市市民保健センター 2 階エアコン修繕	486,200		
合計		15,309,800		
件数		48	3	

※・・・不足額は⑪と㉘、その他の修繕において補填 他に複数の分割を行っていたことは確認できたが、修繕箇所の特定はできなかった

2024年度（令和6年度）
B社

番号	摘要	支出命令額	分割の有無	備考
④9	守口市市民保健センター 2階女子トイレウォシュレット・手摺修繕	321,200		
⑤0	守口市市民保健センター コピー室内電源設備修繕	165,000		
⑤1	守口市市民保健センター 尿検査室エアコン修繕	467,500		
⑤2	3階運動実習室床上コンセント及び床下電気回路撤去業務委託	220,000		
⑤3	守口市市民保健センター 3階受付上 ダウンライト修繕	242,000		
⑤4	守口市市民保健センター 3F運動実習室防災設備改修業務委託	462,000		
⑤5	守口市市民保健センター 母子検査室排煙窓改修業務委託	467,500		
⑤6	守口市市民保健センター 1Fあえる電動自転車置場改修業務委託	363,000		
⑤7	守口市市民保健センター 医師控室カーテン修繕	220,000		
合計		2,928,200		
件数		9		

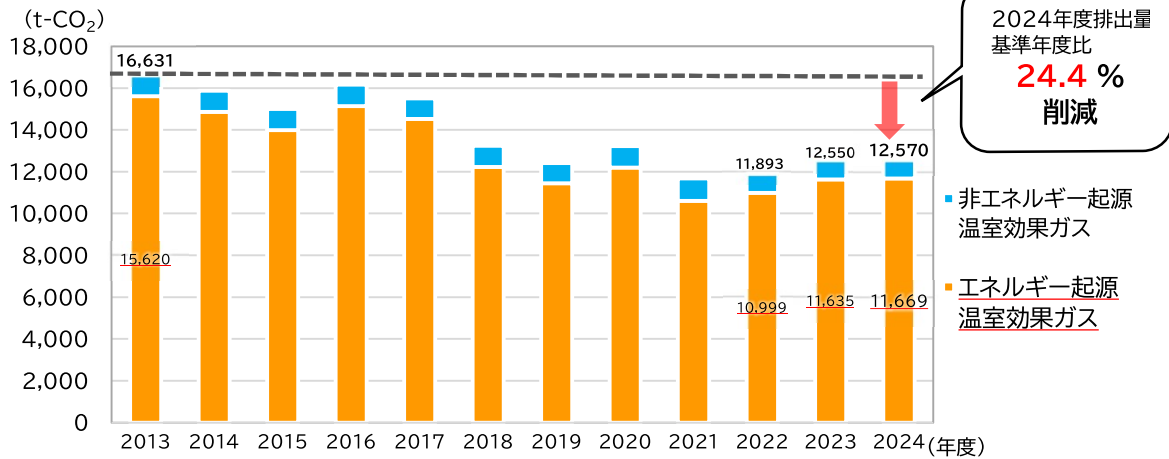


2024年度 第3期守口市地球温暖化対策実行計画の取組状況について

(1) 2024年度の温室効果ガス排出量について

2024年度の守口市における温室効果ガス排出量は、12,570 t-CO₂であり、計画の基準年度である2013年度における排出量と比べ、24.4%削減しました。

起源別に見ると、電気や都市ガス、ガソリンの使用に伴って排出されるエネルギー起源温室効果ガスが排出量の90%以上を占めていました。(図1)



(2) 2024年度のエネルギー起源温室効果ガス排出量について

2024年度のエネルギー起源温室効果ガス排出量の割合を見ると、電気の使用による排出量が77%、都市ガスの使用による排出量が21%であり、電気・都市ガスを合わせた排出量は、エネルギー起源温室効果ガス排出量の98%を占めていました。(図2)

また、直近3年間における電気の使用による排出量の推移を見ると、電気使用量は減少傾向ではある一方で、排出量は高い値となっております。これは、契約した電気事業者の排出係数が高かったためです。(表1)

今後、排出量を削減するためには、エネルギー使用量を減らすだけでなく、排出係数の低い、再生可能エネルギー由来の電力調達を含む、環境に配慮した物品・役務等の調達を行う必要があります。

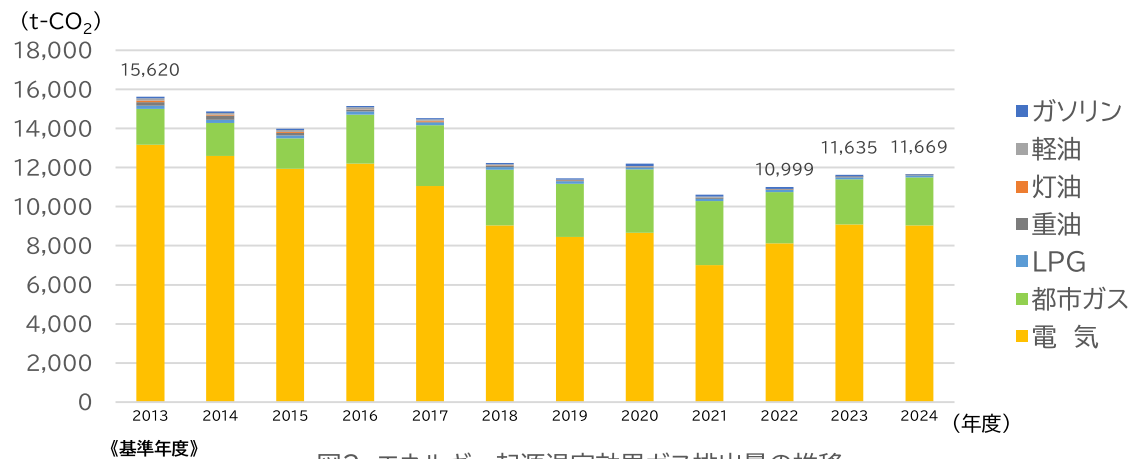


表1 電気使用量・排出係数・排出量の推移(直近3年間)

年度	2022	2023	2024
電気使用量 (千kWh)	22,183	21,588	20,504
排出係数 (t-CO ₂ /千kWh)	0.366	0.421	0.441
排出量 (t-CO ₂)	8,122	9,089	9,038

令和7年度 教育総務課における少額随意契約
の調査報告書

令和8年7月

守口市教育委員会

目 次

1	調査の趣旨及び目的	P 1
2	調査対象及び調査体制	P 1
3	調査方法	P 1
4	ヒアリングに基づく調査（さつき学園における普通教室改修事案）	P 2
5	さつき学園における普通教室改修事案の総合分析	P 6
6	さつき学園における普通教室改修事案、第一中学校における棚設置事案の 公金支出及び費目修正への対応	P 8
7	さつき学園における普通教室改修事案の総括	P 9
8	ヒアリングに基づく調査（第一中学校における棚設置事案）	P 9
9	第一中学校における棚設置事案の総合分析	P 10
10	第一中学校における棚設置事案の総括	P 11
11	両事案における背景と再発防止策	P 11
12	まとめ	P 14
13	補足	P 15

1 調査の趣旨及び目的

令和7年10月17日、本市職員が少額随意契約に関連して収賄容疑で逮捕される事案が発生したことから、市は同年10月21日付で総務部長名により、令和6年度及び令和7年度における少額随意契約の点検を全所属に指示した。

教育委員会事務局においても点検を行っていたところ、教育総務課において、令和7年度の工事請負費に係る少額随意契約の一部に以下の不適切な事案2件を確認した。

具体的には、分割発注と不適切な支払い事務で、契約事務の適正性に関わる問題であった。

教育委員会事務局としては、これらの事案について、事実関係の把握、原因分析及び再発防止策の検討を目的として、本調査を実施した。

- ・ 分 割 発 注：本来、競争入札に付すべき規模の工事を、少額随意契約により複数件に分割して発注していたこと
- ・ 不適切な支払い：工事が未完了であるにもかかわらず、業者に完成届及び請求書を提出させ工事代金の支払いを行っていたこと
また、費目や工事名称を変えての発注や支払いを行っていたこと

2 調査対象及び調査体制

(1) 調査対象事業

① さつき学園における普通教室改修事案

② 第一中学校における柵設置事案

(2) 調査対象者

本調査では、以下の職員及び関係者を対象にヒアリングを実施した。

教育総務課職員：9名（課長、課長代理、主任2名、主査3名、再任用1名及び教育部次長）

都市整備部住宅まちづくり課職員：2名（主任、主査）

契約相手方事業者：1社2名（代表者、担当者）

学校長：1名

(3) 調査体制

調査は、原則、教育委員会事務局及び法制文書課の管理職で構成する以下の体制で実施したが、学校長へのヒアリングは、都合上、教育部長と教育次長の2名で実施した。

また、第4回のヒアリングは、都合上、教育監と教育部長の2名で実施した。

- ・ 理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監、教育部長、教育部次長、法務専門官

3 調査方法

調査は、対面によるヒアリング方式で実施し、以下のとおり、4回に分けて行った。

ヒアリングでは、契約手続きの経緯、工事の実施状況、関係課との協議内容、認識の相違が生じた背景などについて、可能な限り確認した。

また、契約書類、支払伝票、完成届、請求書など、関連資料の確認も併せて行い、ヒアリング内容との整合性を検証した。

なお、疑義が生じた内容等については、適宜、追加で確認を行った。

- ①第1回ヒアリング：令和7年10月28日（対象者12名）
- ②第2回ヒアリング：令和7年11月14日（課長・主任・主査の3名）
- ③第3回ヒアリング：令和8年3月18日（校長）
- ④第4回ヒアリング：令和8年6月11日（教育部次長・課長・主任の3名）

4 ヒアリングに基づく調査（さつき学園における普通教室改修事案）

事案別 時系列整理 さつき学園：普通教室改修事案（別紙①）

時期	出来事	関係者・補足
4月12日	教育総務課が、支援教室への改修として住宅まちづくり課へ設計依頼を行う	職員Aが担当
5月28日	住宅まちづくり課が設計書を提出	当初の内容は「支援教室」に改修 職員Bが担当に追加
6月上旬	学校から「普通教室が不足するため用途変更したい。」と要望	校長→職員A・職員Bに連絡
6月上旬～中旬	職員A・職員Bが住宅まちづくり課へ設計変更について複数回相談	設計変更によって、「年度内の工事完了は困難」と説明を受ける
6月中旬～下旬	職員A・職員Bが課長へ報告、対応協議	「学校要望を優先」し、「少額随意契約で進める」方向へ
6月下旬	分割発注の検討開始	職員Bが課長に相談
7月～10月	少額随意契約を締結し、工事未完了のまま、そのうち8件を順次支払い	約760万円を支出
夏休み前	学校から「夏休みの工事は行わないでほしい」と事業者へ伝達 学校と事業者の協議で「12月から冬休みに工事実施」で合意	事業者→職員Bへ報告 年度末に完成予定
10月22日	事案を確認。支払停止4件のうち3件は契約済だが未施工、1件は未契約	事案確認後に支払停止

（1）令和7年10月28日に実施した第1回ヒアリング要旨

令和7年10月28日に実施した第1回ヒアリングにおける、さつき学園における普通教室改修事案に関する主な発言要旨を整理したものである。

① 教育総務課長

- ・職員Bから、学校現場より「支援教室ではなく普通教室へ転用したい。」との報告を受け、「その方向で話を進めていくことを了承した。」と述べた。
- ・職員A・職員Bから、住宅まちづくり課より「教育委員会のやり方で検討してほしい。」との報告を受けたと述べた。
- ・工事の実施時期については、「夏休み中には工事が完了するものと認識していた。」と述べた。
- ・12月工事予定については「今回初めて知った。」と述べた。
- ・工事未完了の支払いについては、「全く把握していなかった。」と述べた。

② 教育総務課 管理職 G

- ・支出負担行為及び支払命令の決裁について、「回付されてきたため、決裁した。」と述べた。
- ・工事内容については、「詳細を把握していなかった。」と述べた。
- ・分割発注についても、「把握していなかった。」と述べた。

③ 教育総務課 職員 A

- ・職員 B とともに課長へ「分割発注を行ってよいか相談した。」と述べた。
- ・工事の進捗については、「夏休み期間中に工事が完了しているものと認識していた。」と述べた。

④ 教育総務課 職員 H

- ・普通教室改修の計画と予算計上は把握していたが、「少額随意契約で対応することについては把握していなかった。」と述べた。
- ・工事未完了で請求書を求めていることについても、「把握していなかった。」と述べた。

⑤ 教育総務課 職員 I 及び職員 M

- ・普通教室改修の計画自体を「把握していなかった。」と述べた。
- ・少額随意契約で対応することについても、「把握していなかった。」と述べた。
- ・工事未完了で請求書を求めていることについても、「把握していなかった。」と述べた。

⑥ 教育総務課 職員 B

- ・学校現場から普通教室への変更要望を聞き、「職員 A と情報共有してした。」と述べた。
- ・100 万円を超える工事は住宅まちづくり課への設計依頼が必要であること、教育総務課単独で対応する場合は「100 万円未満で実施する必要があることを認識していた。」と述べた。
- ・住宅まちづくり課と複数回協議したが、いずれも「今年度内の工事完了は困難」との説明を受けたと述べた。
- ・学校の要望を優先し、「対応可能な範囲で業務にあたっていた。」と述べた。
- ・工事の実施時期については、「当初、夏休みの予定であったが、学校と事業者の協議により冬休みに変更された旨、事業者から報告を受けた。」と述べた。
- ・契約相手方に対し、「請求書等の提出を依頼した。」と述べた。
- ・支払伝票を多数同時に提出すると「会計室から指摘を受けると考えた。」と述べた。
- ・住宅まちづくり課からは「従来どおりの方法で実施するように。」との説明を受けたと述べた。
- ・課長に対し、「予算を確保しているため、契約課や市議会議員から説明を求められた際には対応してほしいと伝えた。」と述べた。
- ・分割発注の発案は「自らが行った。」と述べた。
- ・工事名称についても「自らが考案した。」と述べた。
- ・課長は、「これらの工事名称の工事が、さつき学園の普通教室変更工事だということを知っていた。」と述べた。
- ・工事未完了でも支払命令を起票すれば支払いが行われることは「認識していた。」と述べた。
- ・過去においては、「完了した工事に対して支払いを行っていた。」と述べた。

⑦ 教育総務課 職員 J

- ・普通教室改修の計画については「把握していなかった。」と述べた。
- ・工事未完了で請求書を求めていることについては、「そのような対応が行われていたことは信じられない。」と述べた。
- ・未完了工事の支払起票については、「職員 A の指示により、9 月 19 日と 9 月 22 日に行

った。」と説明したが、工事内容の詳細は把握していなかった。

⑧ 住宅まちづくり課 職員 K

- ・「設計依頼は4月27日頃に受領した。」と述べた。
- ・普通教室化に伴い、「建築基準法に基づく仕様変更が必要であることを教育総務課に説明した。」と述べた。
- ・分割発注については、「提案した事実はない。」と述べた。
- ・実際に分割発注が行われていたことについても、「把握していなかった。」と述べた。
- ・教育総務課からは「従来どおりの方法で進める。」との説明を受けたが、「具体的内容は把握していなかった。」と述べた。

⑨ 住宅まちづくり課 職員 L

- ・「設計依頼は4月27日に受領した。」と述べた。
- ・普通教室の分割には「採光・避難経路等の法令遵守が必要であることを説明した。」と述べた。
- ・分割発注については、「勧めた事実はない。」と述べた。
- ・教育総務課からは「従来どおりの方法で進める。」との説明を受けたが、「具体的内容は把握していなかった。」と述べた。

⑩ 契約事業者

- ・完成届及び請求書について、「職員から直接持参するよう指示を受けた。」と述べた。
- ・未着手分の請求については、「疑問を感じながらも提出した。」と述べた。
- ・支払いを求めた事実については、「そのような事実はない。」と述べた。
- ・未着手分の返金については、「返金は可能である。」と述べた。

⑪ 全員が一致して否定した事項

- ・「金品の授受は一切なかった。」と全員が述べた。

(2) 令和7年11月14日に実施した第2回ヒアリング要旨

令和7年11月14日に実施した第2回ヒアリングにおける、さつき学園における普通教室改修事案に関する全発言を整理したものである。

分割発注の判断過程、管理職の認識、住宅まちづくり課との認識の齟齬、支払手続きの経緯など、重要論点の追加確認を行った。

① 教育総務課長

分割発注の発案者について

- ・「最初に分割発注の話を聞いたのは職員 B からである。」と述べた。

分割発注を了承したか

- ・「分割発注の方向で進めることを了承した。」と述べた。

分割発注に係る伝票であるとの説明の有無

- ・職員 A 及び職員 B から、「当該工事が例の分割発注に係る伝票である。」との説明を受けたかについては、「そのような説明は受けていない。」と述べた。

工事未完了の認識

- ・工事が未完了であったことについては、「全く把握していなかった。」と述べた。

② 教育総務課 職員 A

住宅まちづくり課への相談内容

- ・住宅まちづくり課に対し2回相談し、「教育総務課が従来行っている方法で実施すればよいのではないか。」との趣旨の回答を受けたと述べた。

分割発注の承認についての認識

- ・分割発注については、「課長が了承していたと認識している。」と述べた。

工事進捗の認識

- ・工事が未完了であったことについては、「把握していなかった。」と述べた。

③ 教育総務課 職員 B

分割発注の発案者について

- ・「分割発注の発案は自身が行った。」と改めて述べた。

住宅まちづくり課からの説明について

- ・住宅まちづくり課から「教育委員会のやり方で実施してほしい。」と言われたと認識していたと述べた。

分割発注の承認について

- ・「課長の了承を得ている。」と述べた。

支払伝票の起票について

- ・支払伝票については、「自ら起票したものであり、管理職からの具体的な指示はなかった。」と述べた。

電子決裁時の説明について

- ・電子決裁時に、工事未完了であることを決裁者に説明したかについては、「説明はしていない。」と述べた。

入札の必要性について

- ・今回の工事については、「本来、入札行為が必要であるとの認識はあった。」と述べた。

(3) 令和8年3月18日に実施した第3回ヒアリング要旨

令和8年3月18日に実施した第3回ヒアリングにおける、さつき学園校長の発言を整理したものである。

① 学校長

- ・フリースペースを普通教室に変更する工事は、「冬休みにしてほしいということ、教育総務課長に言ったかどうかの記憶はない。申し訳ないが、わからない。」と述べた。
- ・「11月に参観があるので、工事はそれ以降にしてほしいと業者に言った。」と述べた。
- ・教育委員会事務局から「工事についての詳細は、校長が業者と直接やりとりしてほしい。」と言われた。」と述べた。
- ・「規模の大きい工事などは教育委員会事務局から詳しい説明があるが、それ以外の小さな工事などは、説明はない。」と述べた。

(4) 令和8年6月11日に実施した第4回ヒアリング要旨

令和8年6月11日に実施した第4回ヒアリングにおける、さつき学園における普通教室改修事案に関する全発言を整理したものである。

① 教育部次長

10月22日に、工事事業者の確認に立ち会った理由について

- ・「相手事業者に対し、これまで工事前と工事後の写真は不要と言ってきたが、今後は写真を出していただくことを言わなくてはならないということで、それなりの職責のものが必要であると課長、職員 A に相談され、同席した。」と述べた。

未完了の工事に対して支出がされていたことに気づいた時について

- ・「10月22日、相手事業者との立ち合いで相手事業者から工事未完了と報告を受けた際に知った。」と述べた。

職場環境について

- ・「工事の量が多い中で、人数的に非常に少なく、体制にも問題があったと思う。」と述べた。

- ・「対策として、人事課に直接はお願いには行っていなかった。」と述べた。

② 教育総務課長

職場環境について

- ・「8月まで職員Bとはコミュニケーションを図っていた。」と述べた。
- ・「8月に、職員Bから、事務仕事で自分ばかりに負担がっていると相談を受けた。」と述べた。
- ・「9月になり、職員Bから事務の負担の改善をほったらかしにしていると声を荒げられた後、関係が難しくなった。」と述べた。
- ・「課内での業務分担の模索はしたが、難しい面があった。」と述べた。
- ・「対策として、上席への人的な相談をした記憶はあまりない。」と述べた。

③ 教育総務課 職員A

職場環境について

- ・「職員Bとは、日頃からあまりいい関係じゃなかった。正直、関わりたくないっていうところはあった。」と述べた。
- ・「職員Bは、あまり話を聞き入れてくれない。すごく見下されていたというような思いで、結構ひどい言葉も言われてきた。」と述べた。
- ・「職員Bとの関係について、上司には相談をしなかった。」と述べた。
- ・「工事の進捗確認について、日々の業務に追われていたことに加え、職員Bに確認したら、また暴言を吐かれるじゃないかという思いがあった。」と述べた。

(5) ヒアリングで確認した「さつき学園における普通教室改修事案」の重要点

- ① 分割発注は職員Bが発案し、課長が了承していた。
 - ・両者の認識は一致している。
- ② 職員Aは、分割発注について「課長が了承していた。」と認識
 - ・課内で分割発注の情報共有はあったが、その不適切性などの問題点等を深く理解していなかった。
- ③ 住宅まちづくり課との認識に齟齬
 - ・職員A・職員Bは「従来どおりの方法で」と言われたと認識していたが、住宅まちづくり課職員は否定している。
- ④ 工事未完了での支払いについて、職員Bは「認識していた。」と述べた。
 - ・職員Bは工事未完了の状態で、支払い手続きを進めていた。

5 さつき学園における普通教室改修事案の総合分析

さつき学園における普通教室改修事案は、分割発注、工事未完了での支払い、関係課との認識の齟齬、理解不足、確認不足など、複数の問題が複合的に重なって発生した事案である。

以下、ヒアリング結果に基づき、主要な論点を整理する。

(1) 入札すべき案件

本来、当該工事は、総額として入札すべき案件であったにもかかわらず、入札が行われなかった。

教育総務課はこれを12件に分割し、少額随意契約として発注した。

職員Bは、「本来、入札行為が必要であるとの認識はあった。」と述べており、入札回

避の考えが認められ、法令遵守の考え方が希薄となっていた。

(2) 住宅まちづくり課との認識の食い違い

職員 A・職員 B は、住宅まちづくり課から、「教育委員会のやり方で実施してほしい。」と言われたと認識した。

しかし、住宅まちづくり課（職員 K・職員 L）は、「そのような説明はしていない。」、「分割発注を提案した事実はない。」と否定している。

この齟齬は、口頭説明に依存したコミュニケーションで、解釈の違いを生み、文書化されていない手続きの存在など、組織間の情報共有の課題を示している。

(3) 分割発注の決定過程における理解不足

職員 B は、分割発注を課長に相談し、課長は、「分割発注の方向で進めることを了承した。」職員 B は、「課長の了承を得た。」と両者の認識は一致している。

しかし、組織的に、分割発注が不適切であることや法令に抵触する可能性があることを深く理解しておらず、課長においても知識や経験不足から問題意識を持たずに了承した。双方ともに法令遵守の考え方が希薄となっていた。

(4) 工事未完了での支払いという事務処理の問題

職員 B は、工事が未完了であるにもかかわらず、完成届及び請求書を、契約事業者に提出させて、外形的に体裁を整えたうえで、支払伝票を起案していた。

また、「工事が完成していなくても、支払命令を起票すれば支払いが行われることは認識していた。」と述べた。

課長は、担当者以外の者が、工事が実際に完了したかどうかの実施状況を確認する仕組みがなく、「未完了であることを全く把握していなかった。」と述べている。

(5) 業務の属人化と情報共有不足

ヒアリングでは、複数の職員が、「分割発注の経緯を把握していなかった。」と述べており、業務が特定の職員に集中していたことがうかがえる。

これは、組織体制が不十分、課内での情報共有の不足、文書化されていない業務の存在、課内でのマニュアルの不徹底などといった組織的課題を示している。

(6) 関係者の主張の相違点について

課長、職員 A 及び職員 B の 3 名の証言が一致している事項としては、さつき学園における普通教室改修を分割発注して普通教室に改修していくことについて、協議し、決定したことであるが、重要な部分で関係者のヒアリング内容が、相違している点がある。

① 1 つの工事を 12 本の工事に分割したことの報告について、職員 B は、課長に報告したので課長は知っていたと証言しているが、課長及び職員 A は、令和 7 年 10 月 22 日に契約相手方に言われるまで 12 本の工事に分割したことについては、全く知らなかったと証言している。

② 工事時期について、校長からの依頼により夏休み期間から冬休み期間に変更になったことについては、職員 B は、課長及び職員 A は知っていたと証言しているが、課長及び職員 A は、聞いていないし、知らなかったと証言している。

以上の 2 点について、追加で令和 8 年 6 月 11 日に再度、教育監及び教育部長によって、課長、職員 A に事実確認を行ったが、証言内容は変わらなかった。

しかし、分割発注を行うことについて、課長、職員 A 及び職員 B は情報共有していたため、工事規模からすると、具体的な分割数はさておき、一定数の工事分割になることは明らかであったといえる。

また、工事時期の変更について、課長及び職員 A は、工事を監督すべき立場にあり、本来は進捗状況を確認する必要があったが、把握していないということは、組織的な工事監理体制がとれていなかったといえる。

(7) 守口市議会調査特別委員会での指摘について

令和 8 年 3 月 19 日に報告された「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会調査報告書」で、事実に対する評価として、以下の点が指摘されていたため、追加で令和 8 年 6 月 11 日に、教育監及び教育部長によって、教育部次長、課長、職員 A に事実確認を行った。

- ① 10 月 22 日に教育部次長が工事業業者への確認に立ち会った行動について、写真を求めるだけなのに、次長級の職員がこのような場に立ち会うことは不自然であり、工事の問題を認識していたために立ち会ったのではないかとの疑問がある。
- ② 職員 A は、職員 B から上司を信用していない旨の発言があったとの証言や強い口調で言われたという証言があり、教育部次長も、職員 B が職員 A に対して強い口調で話をしているのが聞こえたとの証言があり、職場全体の環境が悪化していたという側面もあり得る。

以上の 2 点について整理すると、教育部次長は本来、支出伝票に必要なない工事前後の写真提出を工事業業者に依頼することを、課長、職員 A に相談されたため、10 月 22 日の確認に立ち会う事とした。その際に、工事業業者から、支出されている工事の中で、一部未完了の工事を知ったといえる。

職場環境については、業務量に対し、対応人数が少なく、体制に問題があった中で、体制の改善を図ることなく、業務が特定の職員に集中していたことが分かった。

結果、職員間の関係も悪化し、課内での情報共有の不足によって、組織的な工事監理体制がとれていなかったといえる。

6 さつき学園における普通教室改修事案、第一中学校における棚設置事案の公金支出及び費目修正への対応

今回の調査により、さつき学園における普通教室改修事案において、工事が未完了であるにもかかわらず、完成届及び請求書が提出させ、支払いが行われていたことが確認されたが、支出済み公金に対する対応を整理した。また、第一中学校における棚設置事案においては、中学校費ではなく、別の工事名称を使い小学校費で支出されていたので、正しい工事名称と正しい費目での対応を整理した。

(1) 未施工部分に係る支出の状況

さつき学園における普通教室改修事案では、12 件のうち複数の工事が未完了であったが、完成届及び請求書が提出させ、支払手続きが行われていた。

(2) 契約事業者への対応

未施工部分に係る支出については、契約事業者からの返金を受けた。

また、工事が完了し、納品されているものについては、適切に支出した。

返金にあたっては、未施工部分の範囲、契約金額との整合性、既施工部分の確認を行い、金額を確定したうえで返金を求め、関係課と協議のうえ、戻入処理を行った。

(3) 歳出費目が異なる支出についての対応

第一中学校における棚設置事案では、歳出費目が異なっており、費目修正する必要が

あったため、実施した。未払いとなっていた1件については、工事が完了し、納品されたことを確認し、適切な費目で支出した。

(4) 今後の対応

全体としては、入札の可否、設計内容の妥当性、工期の設定などについて、関係課と協議のうえ、令和7年度は工事を取りやめた。令和8年度以降に適正な方法で実施していく。

7 さつき学園における普通教室改修事案の総括

この事案は、令和7年度中に学校からの要望のあったフリースペースの普通教室への改修を実現するため、年度当初から様々な調整を重ねていたものの、結局、教育総務課において分割発注を行い、工事を完了させるという結論に至ったものである。学校からの要望に、迅速に応えたい気持ちは、理解できるものの、本来は、課長、管理職G、職員A及び職員Bが、職責を果たし、法令遵守の考え方や契約事務のあり方を考えて、毅然とした対応や工事計画の見直しを行うべきであった。

さらに、分割発注している事を隠すため、工事が未施工にも関わらず、契約相手方に書類を提出させ、体裁を整えた上で、公金を支出したことは、地方公共団体の事務処理として、決して取るべきではない行為である。

また、ヒアリングにおいて課長、管理職G、職員Aは、今回の工事についての詳細を知らなかった及び知りえなかったと主張しているが、電子決裁において体裁が整っており未完成の工事であるとわからなかったとしても、決裁行為を行った事実には変わりはない。従って、それぞれの職責と決裁内容に応じた責任が伴うものである。

8 ヒアリングに基づく調査（第一中学校における柵設置事案）

事案別 時系列整理 第一中学校：柵設置事案（別紙②）

時期	出来事	関係者・補足
7月上旬	生徒から学校へ柵増設の要望 → 学校が教育総務課へ相談	教材増加が背景
7月中旬	課長・職員Bが協議し、夏休み期間中の施工を決定	15 教室分の柵設置
7月中旬	工事費総額 363 万円と判明（入札が必要な規模）	夏休み期間中の工事を
7月中旬	4件に分割し、少額随意契約として発注	分割発注の判断は教育総務課
7月25日（契約日）	「第一中学校1年生柵設置工事」契約（正しく支出された案件）	838,200 円
7月29日（契約日）	「さくら小学校屋外運動場フェンス改修工事」契約（別の工事名で契約）	924,000 円
8月1日（契約日）	「寺方南小学校2階教室柵改修工事」契約（別の工事名で契約）	880,000 円（支払い停止） →工事完了確認後に支出
8月7日（契約日）	「庭窪小学校1階雨漏れ改修工事」契約（別の工事名で契約）	987,800 円
夏休み期間中	実際の柵設置工事は完了	15 教室に柵 30 台を設置
10月22日	事案を確認	

(1) 第一中学校における棚設置事案のヒアリング要旨

令和7年10月28日に実施した第1回ヒアリングにおける、第一中学校における棚設置事案に関する全発言を整理したものである。本事案は、さつき学園における普通教室改修事案と同様に、入札回避のための分割発注が行われた点で共通性があるため、調査した。

① 教育総務課長

- ・第一中学校から「棚増設の相談があったことを把握していた。」と述べた。
- ・職員Bと協議し、「夏休み期間中に棚設置工事を実施する方針を決定した。」と述べた。
- ・最初の段階では、工事費総額がどの程度であるかについては、「詳細な金額までは把握していなかった。」と述べた。最終的には分割内容やそれぞれの工事金額も把握していた。
- ・分割発注については、「職員Bからの説明に基づき了承した。」と述べた。

② 教育総務課 職員B

- ・「生徒から棚増設の要望があり、学校から相談を受けた。」と述べた。
- ・工事費総額が363万円であることを認識していたが、「入札を行わず、4件に分割して発注した。」と述べた。

③ 契約事業者

- ・第一中学校の棚設置工事について、「夏休み期間中に工事を完了した。」と述べた。
- ・分割発注については、「教育総務課からの依頼に基づき対応した。」と述べた。
- ・工事内容や契約方法について、「特段の疑問は持たなかった。」と述べた。

(2) ヒアリングで確認した「第一中学校における棚設置事案」の重要点

① 工事費総額は363万円であり、本来入札が必要

- ・入札を回避する目的で4件に分割して少額随意契約として発注していた。

② 分割発注は職員Bが発案し、課長が了承していた。

- ・両者の認識は一致している。

③ 入札回避の意図が認められる

- ・「夏休み期間中に完了させる必要がある」という理由で、分割発注の問題点等を深く理解していなかった。

④ 工事は夏休み期間中に完了

- ・さつき学園における普通教室改修事案のような未施工支払いは発生していない。

⑤ 費目、工事名称を変えた契約

- ・分割発注を行うため、費目や工事名称を変えた契約を締結した。

9 第一中学校における棚設置事案の総合分析

第一中学校における棚設置事案は、さつき学園における普通教室改修事案のような工事未完了での支払いなどはないものの、入札回避のため、分割発注が行われた点で共通性がある。以下に主要な論点を整理する。

(1) 入札すべき案件

棚設置工事の総額は 363 万円であり、本来は入札すべき案件であったにもかかわらず、入札が行われなかった。

教育総務課はこれを 4 件に分割し、別の費目や工事名称で少額随意契約として発注しており、入札回避の考えが認められる。

(2) 分割発注の判断

職員 B から相談を受けた課長は、「夏休み期間中に工事を完了させる必要がある」との理由で、分割発注を決定した。

この判断は、工事期間の制約や学校からの要望への対応を優先した結果であるが、契約手続きの適正性が後回しになっていた。

また、分割発注するため、別の費目や工事名で契約を行うなど、法令遵守の考え方が希薄となっていた。

(3) 工事は夏休み期間中に完了

工事未完了での支払いや工事未完了での完成届等の提出といった問題は発生していない。

10 第一中学校における棚設置事案の総括

この事案は、令和 7 年度の夏休み中に学校からの要望（1 年生から 3 年生までの 15 教室に棚を設置）に応えるため、教育総務課において分割発注や別の費目での支出を行い、工事を完了させたものである。学校からの要望に迅速に応えたい気持ちは、理解できるものの、課長及び職員 B が、職責を果たし、法令遵守の考え方や契約事務のあり方を考えて、毅然とした対応や工事計画の見直しを行うべきであった。

加えて、分割発注をしている事を隠すため、本来の費目ではなく別の費目（小学校費）や別の工事名称に変更し、体裁を整えた上で公金を支出したことは、地方公共団体の事務処理として、決して取るべきではない行為である。

課長は、例え異動初年度で、工事事務を詳しく知らなかったとしても、事実を知りながら、分割発注や別費目での工事を容認し、決裁事務を行った責任は重大である。その職責や決裁内容に応じた責任が伴うものである。

管理職 G 及び職員 A は、ヒアリングにおいて、今回の工事について詳細を知らなかった及び知りえなかったと主張しているが、電子決裁において体裁が整っており、この工事が実際に行われていない工事だと分からなかったとしても、決裁行為を行った事実には変わりはない。従って、それぞれの職責と決裁内容に応じた責任が伴うものである。

11 両事案における背景と再発防止策

今回の調査により、さつき学園における普通教室改修事案及び第一中学校における棚設置事案において、法令遵守の考え方の徹底、契約手続き、工事進捗の確認、関係課との情報共有、課内での意思決定のあり方など、組織として改善すべき点が複数存在していたことが明らかになった。

また、本事案は、特定の職員の行為にとどまるものではなく、法令遵守の考え方、契約事務に関する知識共有、関係課との情報連携、意思決定プロセス、工事進捗の確認体制、業務の属人化など組織としての仕組みに複数の改善すべき点が存在していたことが明らかとなった。これらの課題を踏まえ、今後、取り組むべき再発防止策を体系的に整理する。

(1) 契約事務に関する基礎知識の共有と研修の強化（分割発注及び費目変更の防止）

背景

- ・入札が必要な規模の工事であったにもかかわらず、少額随意契約として分割発注が行われていた。
- ・本来の費目ではなく、違う費目及び工事名称で工事が行われていた。
- ・入札回避を目的とする分割発注の禁止や少額随意契約の趣旨が十分に理解されていなかった。法令遵守の考えが希薄となっていた。

再発防止策

- ・法令遵守の考え方の徹底
- ・職員異動等に備え、入札基準・契約事務の趣旨を理解する体制の整備
- ・日ごろから課全体で、適切な事務執行を行うための意識及び考え方の徹底
- ・今回の事案を教訓として、分割発注及び費目変更との決別の徹底

(2) 関係課との協議内容の文書化と共有の徹底

背景

- ・教育総務課と住宅まちづくり課の間で、協議内容に認識の食い違いが生じていた。
- ・口頭説明に依存した結果、誤解が生じ、判断を誤る要因となった。

再発防止策

- ・関係課との協議内容は、必ず文書（メール・メモ）で記録し、双方で確認
- ・工事の進め方に関する重要な判断は、文書で合意形成を行う。
- ・用語の定義や手続きの流れを明文化し、解釈の差が生じないようにする。
- ・担当職員間で解決できない場合には、複数の管理職を入れた会議等を行う。

(3) 報告・相談と意思決定プロセスの強化

背景

- ・管理職に対する報告や相談が、学校要望の実現に偏り、法令上の制約や他の選択肢が十分に共有されていなかった。
- ・事案を判断する管理職は、十分な知識や経験が不足していた。

再発防止策

- ・職員が管理職に報告する際は、メリット・デメリット、法令上の留意点、他の選択肢を整理する。
- ・管理職は、説明内容に疑問がある場合、追加説明を求めることを徹底する。
- ・重要な判断または判断が難しい場合については、決裁権限にかかわらず、上司等に相談などをし、適切な事務処理を行う。

(4) 工事進捗と支払手続きの確認体制の強化（未完了工事の支払防止及び決裁・検査事務の強化）

背景

- ・工事未完了であるにもかかわらず、完成届・請求書が提出され、支払いが行われていた。
- ・決裁時及び工事検査時に工事状況を確認する仕組みが不十分であった。

再発防止策

- ・工事完了確認（工事完了検査）の手続き（現地確認・写真）を標準化し確認の強化
- ・支払いの決裁時には、工事完了を示す写真添付を必須化
- ・完了確認を行う職員を複数配置し、単独での判断を避ける。

- ・重要な判断または判断が難しい場合については、決裁権限にかかわらず、上司等に相談などをし、適切な事務処理を行う。

(5)業務の属人化を防ぐための体制整備

背景

- ・経緯を把握していない職員が多く、業務が特定の職員に集中していた。
- ・情報共有が不十分で、チェック機能が働きにくい状況であった。
- ・知識や経験がある職員が不足で、課内に技術職員の配置がなかった。
- ・職場環境、人間関係の悪化

再発防止策

- ・工事契約に関する手続きをマニュアル化
- ・重要な契約事務は、定期的な共有会議で進捗を確認
- ・知識や経験がある職員配置や技術職員の配置
- ・過度な業務負担とならない適正な人員配置の整備

(6)学校との連携方法の見直し

背景

- ・学校の要望や早急な対策を優先するあまり、契約手続きの適正性が後回しになっていた。
- ・学校は、契約手続きの制約を十分に理解していなかった。

再発防止策（別紙③参照）

- ・学校に対し、工事契約の流れや制約を説明したガイドラインを作成し、共有する。
- ・学校との協議内容は文書化し、課内で共有する。
- ・学校の早急な要望があっても、守るべき手順を厳守する。
- ・定期的に校長及び教頭等に説明し、今回の案件の風化を防止し、再発防止を徹底する。

(7)組織としての内部統制の強化

背景

- ・工事未完了での支払い、分割発注、他の費目や工事名称での契約、情報共有不足など、複数の統制不備が重なっていた。

再発防止策

- ・契約事務に関する課内会議の定期実施し、年度途中で点検する仕組みを導入する。
- ・不適切事案が疑われる場合は、速やかに教育委員会事務局で確認する体制を整える。
- ・不適切な事務処理に対して、課員等が「おかしい。」と言える職場風土の醸成を行う。

(8)契約事業者

背景

- ・分割発注、他の工事名称での契約、工事未完了での完成届等の提出など、全て市から指示したものである。
- ・相手事業者は、疑義を感じながらも、市から指示されたとおりに書類の提出をした。

再発防止策

- ・発注者と受注者としての関係を考えると、契約事業者の対応は、一定やむを得ないものだったといえるが、今後は、市から疑義が生じる指示があった場合は、事業者が他の職員等に申し出ることができる体制を構築する。

12 まとめ

今回の調査により、さつき学園及び第一中学校における契約事案において、法令等に対する認識の欠如や不適切な事務処理が明らかになった。具体的には、競争入札を回避するための分割発注、費目や工事名称を変えた予算執行、更には、工事未完了にも関わらず完成届及び請求書を提出させての支払いなど、不適切な契約行為及び会計処理を確認した。

これらの不適切な行為の背景には、学校の工事を一日でも早く完了させたいという思いと、現状の制度では金額によって、設計から入札手続きと、完了までに長期間を要するという構造的な課題があった。

しかし、いかなる理由があろうとも、法令の規定を恣意的に解釈し、逸脱した事務処理を行ったことは正当化されるものではない。本来は入札に付すべき事案を分割発注し、不適切な支払いを決定した行為については、職員 A、職員 B、管理職 G に加え、組織を管理監督する課長の責任は重い。当然、上司である教育委員会事務局の次長及び部長も今回の事案に対しての責任は免れない。

また、今回の問題は、特定の職員の行為にとどまるものではなく、法令遵守の認識欠如、契約事務に関する知識の共有不足、口頭説明に依存したコミュニケーション、判断材料の偏り、業務の属人化、内部統制の弱さといった、組織全体に起因するものである。

教育委員会事務局としては、今回の事案を重く受け止め、再発防止策として示したとおり、法令遵守の徹底等、組織的な改善に取り組んでいく。教育委員会事務局として当たり前の事務処理が、当たり前のように実施できていなかったことが、今回の事案の最大の要因であるが、これからは職員が、法律、条例、規則などを正しく理解し、正しい事務処理を今後、着実に実施していけるように取り組んでいく。

これらの取組を着実に実行し、契約事務の適正化を徹底することで、同様の事案が再び発生することのないよう努める。同時に市民の皆様からの信頼を回復すべく、丁寧な説明責任を果たし、公正な行政運営を推進していく。

※なお、市としては、緊急随意契約の適用範囲や手続きの見直しを検討していくこととして、令和 8 年 4 月 1 日から新たな少額随意契約制度を開始したが、学校における緊急対応の必要性なども鑑み、状況に応じた契約事務を行う構造づくり（職員体制）も今後は必要と考える。

13 補足

今回の報告書を作成するにあたり、関係者からヒアリングを実施した。

ヒアリング内容を要約し報告書に記載するにあたり、ヒアリング対象者に対して、訂正の必要性等について意見等照会を行ったところ、1名の者の代理人から、下記のとおり意見があった。

記

【意見】

通知人個人の独断を前提とする発言要旨の整理がなされている場合、同要旨は事実と反する。

ヒアリングの発言要旨のみに基づいて事実関係を認定することは相当ではなく、報告書の作成に当たっては、関係職員からの改めての聴取及び当時の決裁文書・電子メール・チャット履歴等の客観的資料に基づく慎重な事実認定を求める。

本件報告書の作成に当たり、組織的処理の実態及び関係職員の関与・決裁の経過を正確に反映した認定を行うよう求める。

さつき学園における普通教室改修事案

別紙①

番号	工事名	契約額	契約日	支払日	対 応
1	さつき学園教室換気設備設置工事	990,000	令和7年9月4日	支払停止	令和8年3月31日契約取消済
2	さつき学園多目的室黒板設置工事	499,400	令和7年10月3日	支払停止	〃
3	さつき学園多目的教室間仕切壁設置工事	990,000	令和7年6月18日	令和7年7月29日	未施工のため令和8年3月24日返金確認済
4	さつき学園コンピュータ室可動式間仕切壁設置工事	869,000	令和7年6月24日	令和7年7月15日	〃
5	さつき学園多目的教室空調機設置工事	990,000	令和7年7月4日	令和7年10月17日	〃
6	さつき学園多目的室換気設備設置工事	968,000	令和7年7月22日	令和7年9月5日	〃
7	さつき学園教室空調機設置工事	935,000	令和7年7月25日	令和7年8月29日	〃
8	さつき学園教室間仕切壁設置工事	990,000	令和7年8月8日	令和7年9月12日	〃
9	さつき学園外壁改修工事	858,000	令和7年8月22日	令和7年9月30日	〃
10	さつき学園ひまわり教室壁設置工事	979,000	令和7年9月12日	令和7年10月14日	〃
11	さつき学園収納棚設置工事 (納品済)	880,000	令和7年8月1日	支払停止	令和8年4月17日支払済
12	さつき学園2階棚塗装工事 (納品済)	418,000	未契約	未契約	〃
合計（支払停止・未契約含む）		10,366,400			

支払停止額 2,369,400 円（3 件） 返金金額：7,579,000 円（8 件、令和8年3月24日返金確認済）

未契約 418,000 円（1 件） 支払金額：1,298,000 円（2 件、令和8年4月17日支払済）

※11 さつき学園収納棚設置工事については、納品済みのため支払停止を解除し、令和8年4月17日に支払済

※12 さつき学園2階棚塗装工事については、納品済みだが未契約のため契約を行い、令和8年4月17日に支払済

第一中学校おける柵設置事案

別紙②

正しく支出されている契約

番号	工事名	契約額	契約日	支払日	対 応
1	第一中学校 1 年生柵設置工事	838,200	令和 7 年 7 月 25 日	令和 7 年 9 月 19 日	工事名修正済

費目及び工事名が異なる契約

番号	工事名	契約額	契約日	支払日	対 応
2	さくら小学校屋外運動場フェンス改修工事	924,000	令和 7 年 7 月 29 日	令和 7 年 9 月 16 日	工事名及び歳出費目修正済
3	寺方南小学校 2 階教室柵改修工事	880,000	令和 7 年 8 月 1 日	支払停止	工事名修正の上、令和 8 年 4 月 17 日支払済
4	庭窪小学校 1 階雨漏れ改修工事	987,800	令和 7 年 8 月 7 日	令和 7 年 9 月 9 日	工事名及び歳出費目修正済
	合計（支払停止含む）	2,791,800			

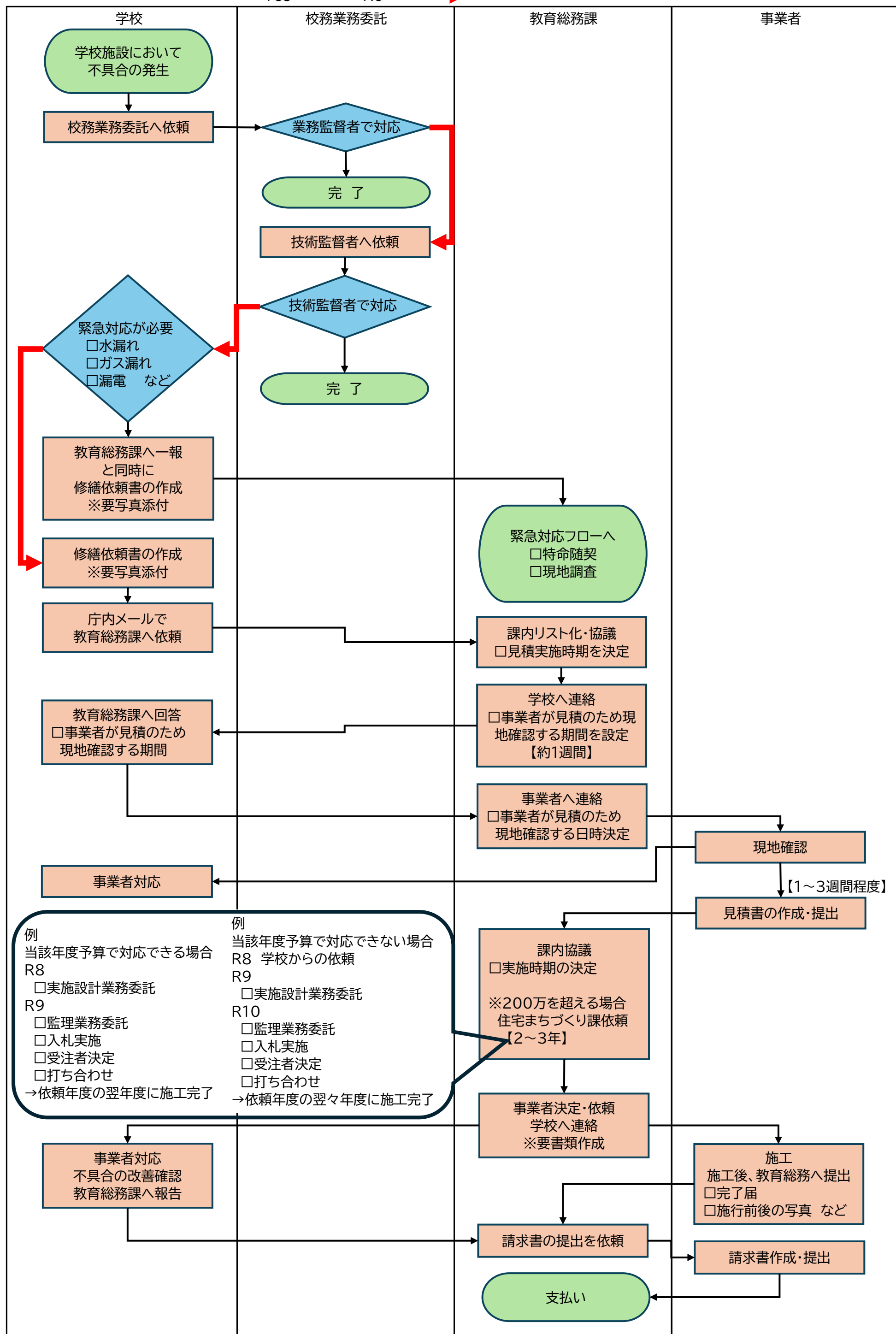
支払停止額 880,000 円（1 件）令和 8 年 4 月 17 日支払済

工事費合計 3,630,000 円

※ 2 及び 4 の工事は、歳出費目を小学校費から中学校費に修正済。工事名も修正済。（令和 8 年 3 月 31 日）。

※ 3 の工事は、納品済みのため支払停止を解除し、歳出費目を中学校費で令和 8 年 4 月 17 日に支払済。工事名も修正済。

Yes → No →



令和8年7月10日

会 計 室

八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約に係る

第三者調査について

1 概要

八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約に係る事業者選定事務について、大阪弁護士会行政連携センターから紹介を受けた法律事務所と契約を締結し、現在、第三者調査を実施しているところ。

2 委託先

弁護士法人 三宅法律事務所

3 期間

令和8年6月11日(木)から令和8年8月11日(火)まで

4 今後の対応

調査結果については、委託先の法律事務所からの「調査報告書」の提出後、市として内容を確認し、議会に報告予定。